

文教福祉委員会

令和2年12月14日（月）

午前10時00分～午後1時18分

議会第2会議室

【出席委員】池田正弘委員長、永渕史孝副委員長、富永明美委員、久米勝也委員、  
重田音彦委員、川崎直幸委員、嘉村弘和委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育部 東島教育長、百崎教育部長、木島副部長兼文化振興課長、  
豊田教育総務課長、松島副理事兼学校教育課長、横田学事課長、  
大塚副理事兼社会教育課長、江頭図書館長
- ・子育て支援部 今井子育て支援部長、大松副部長兼保育幼稚園課長、  
久富子育て総務課長、山崎子ども家庭課長
- ・保健福祉部 大城保健福祉部長、森副部長兼福祉総務課長、宮地生活福祉課長、  
梶山保険年金課長、古田健康づくり課長、村口障がい福祉課長、  
川副高齢福祉課長、小峰事務長、木原特別定額給付金室室長
- ・富士大和温泉病院 大中富士大和温泉病院事務長  
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○池田委員長

それでは、おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開催いたします。

初めに、本委員会の審査日程をお諮りします。

御手元のタブレット端末に掲載の審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしとのことですので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

また、現地視察は、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することに留意していただきますようお願いいたします。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、教育部以外の職員の皆さんは退室していただいて結構です。

◎関係職員以外退席

○池田委員長

それでは、教育部に関する議案の審査を行います。

まず、第116号議案 佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館条例について、執行部の説明を求めます。

◎第116号議案 佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館条例について 説明

○池田委員長

ただいま116号の説明がありましたけども、委員の皆さんから質疑をお受けします。

○山下明子委員

使用料に関しては、どこか別の施設も参考にされていると思うんですが、どんな状態になっていますか。

○大塚副理事兼社会教育課長

使用料につきましては、別途いろんな世界遺産関係の施設を参考にしておりますが、具体的には同じ佐賀市の施設で、佐賀バルーンミュージアムの入場料、今回500円で1日、パスポートも1,000円でございますが、おおむねそこを一つの参考といたしております。

○山下明子委員

会議室とかの使用料に関しては。

○社会教育課職員

使用料に関してですが、公民館のほうの使用料を参考にしております。その分につきましては、一応公民館についての算定を参考にしておりまして、50平米から100平米については510円、100平米以上は730円でございますので、その面積要件に合わせた形で使用料の設定をしたところでございます。

○池田委員長

ほかにございますか。

○富永委員

年間の利用者数の目標とか、現状が何人でその目標が何人というのがあれば教えてください。

○大塚副理事兼社会教育課長

有料の入場者数で申しますと、現在の佐野常民記念館の有料の入場者数が1万人弱でございます。今回のリニューアル後の入場目標といたしましては、平年度で1年間約3万人の入場を予定しております。

○富永委員

先ほどバルーンミュージアムを参考にされたということですが、例えば、バルーンミュージアムだと観光施設にはなるわけで、今回、佐野常民と三重津ということで、恐らく文化施設ですよ。その辺の客層の見込みとかはどの辺をターゲットにされているのか、

お尋ねします。

○社会教育課職員

おっしゃられるように文化施設ということになり、文化施設的な要素が含まっておりますので、そういった部分につきましては、少し高い年齢層の方もこちらのほうに来ていただきたいなと思っておりますが、佐野常民の顕彰施設でもございますので、今も小学校とか中学校の修学研修というか、そういった形でも御利用いただいておりますので、こちらのほうとしては幅広く御利用いただきたいなと思っております。

○池田委員長

ほかにございますか。

○川崎委員

1階に図書室があったと思うんですけど、図書室はどうなるのでしょうか。

○大塚副理事兼社会教育課長

1階部の図書室につきましては、今年の5月で機能を廃止しておりますが、その機能につきましては、中川副公民館が今年10月にオープンしておりますので、そこに図書館機能を移設いたしております。

○川崎委員

それで、三重津海軍所跡展示室となっているんですけど、どういうふうなものを展示するわけですかね。

○木島副部長兼文化振興課長

1階の展示内容の一番の目玉は、現地で発掘しましたドライドック、これの原寸大の模型を一部切り取りまして、ここに設置した上で、それと連動するような形の大型スクリーンの映像を流すような施設、それと三重津で発掘されたものや、三重津海軍所跡を取り巻く歴史的な流れとか、そういうものをずっと展示する予定にしています。

○川崎委員

分かりました。

2階の佐野常民展示室、これは当初と変わらんですかね。改造か何かするわけですか。

○文化振興課職員

今、ガイダンス施設の増築工事に伴いまして、佐野常民の展示室についてもリニューアルを図っております。シアターと年表については、構成として変わりませんが、中身のほうを少し変えまして、リニューアルということで新しくさせていただいて、来場した方がガイダンス施設から佐野常民記念館のほうもずっと回っていただいて、楽しんでいただけるような構成を考えております。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、第116号議案の質疑を終わります。

次に、第122号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第122号議案 佐賀市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆さんから御指摘をお受けします。

○山下明子委員

敷地面積がどう変わっているのかということと、それから、改築後の敷地面積が広くなっているように思うんですけども、施設の設備自体は何か変更があっているかどうか、御説明をお願いします。

○横田学事課長

先に建築面積、建物の面積をちょっとお答えさせていただきますと、現行の分が2,704.51平米ございます。新たに建築する給食センターが402.7平米の予定です。

○学事課職員

建物の中につきましては、まず広がった分があります。それについては、コンテナ室、7校に――富士町と松梅小中に配る学校分ですけど、コンテナ室が新たに設置されております。そのほか、今の衛生基準に合ったように、下処理室、調理室、コンテナ室、洗浄室を各部屋に区分するというようになっておりますので、各部屋に区分して、それぞれ単独の部屋になっておる分、ちょっと広がっております。以上です。

○山下明子委員

今の衛生基準で造っていくということにもちろんなると思うんですが、ちなみに今までの施設でやっていくところでの不都合ということが特にあったかどうか、ちょっと参考までに。

○学事課職員

まず、一番の不都合については、ドライ方式とウェット方式がありまして、地面をぬらさないようにするというのが今のドライ方式なんですけど、今のセンターはそういう方式じゃなくてウェットであります。ですので、そこら辺の基準にまず満たされていないということと、先ほど言いましたようにそれぞれの部屋に区分して、きっちり汚染区域、非汚染区域に分けなくてはいけないというところなんですけど、それが今のところ分かれていないということで、その辺の衛生についてもちょっと不安があったということです。以上です。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑ないようですので、第122号議案の質疑を終わります。

次に、第136号議案 佐賀市文化会館の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

◎第136号議案 佐賀市文化会館の指定管理者の指定について 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑をお受けします。

○永淵副委員長

文化財団の指定管理なんですけれども、この審査委員会のことでちょっと御質問させていただきます。

構成7名ということなんですけれども、そういう意味でも審査委員会の透明性というのは非常に大事なと思うんですけども、この方々というのは常に変わっていくように設定ができていますのか。この中には、長年、ずっとこの審査委員会に携わっている方がいて、その方は何年ぐらいされているとかあるのか、そのあたりを教えてください。

○木島教育部副部長兼文化振興課長

審査委員につきましては、基本的には文化振興財団の第三者評価委員会で評価していただいている方々をお願いしているところです。前回の指定管理の審査のときと基本的には変わっておりません。

○永淵副委員長

変わっていないということは、前回平成25年の審査した7名と今回審査した7名は同じ7名でやっているということですよ。そういうものなんですか。審査委員会というのは、常に同じメンバーでずっと審査していくものなんですか。

○木島教育部副部長兼文化振興課長

大変失礼しました。前回と7名中2名、変更がございます。1人は芸術文化関係の方で変更になっているのと、もう一人は行政ということで、行政のほうは1名変わっておりますので、7名中2名が変更されております。

○永淵副委員長

変わっていないということだったけども、2名変わっていたというところがございますが、では、この7名中、平成25年以前からずっと審査委員会のメンバーであるという方もいらっしゃるのでしょうか。

○木島教育部副部長兼文化振興課長

すみません。ちょっと確認の時間をいただいてよろしいでしょうか。

質問は、平成27年より前の審査委員もやっている方ですね。

○永淵副委員長

質問の趣旨としては、先ほど言ったように透明性ですね、長くされている——例えば、平成25年以前からも基本的にこの方がやっているんだというような体制なのか、それとも常にシャッフルをかけて、審査する方が新鮮さを持ってそういうことができていますのかど

うかを確認したいという意味での御質問です。

○木島教育部副部長兼文化振興課長

それでは、今回の審査委員と前回、前々回までの審査委員の流れを確認しますので、少しお時間いただいてよろしいでしょうか。

○池田委員長

はい。

ほかにございますか。

○重田委員

この件については、5年前かな——もいろいろありましたし、その前の指定管理のときも、こういう形でいいのかという話もあったと思います。そういう感じの中で、前も5年だったかな。5年、5年。

○池田委員長

5年、5年です。

○重田委員

この10年間で、やっぱりその議論がなぜあったかという、もうちょっと民間参入でもいいんじゃないかとかいう意見だったと思うんですね。それに対して今までどういう努力というか、どこがどう変わったんですというのがあったらお願いします。

○木島教育部副部長兼文化振興課長

以前そういう議論があったというのは承知しておりますけれども、今回、財団の第三者評価委員会というものできちんと評価してきまして、その評価結果を見ますと、かなり運営自体も安定しておりますし、財団自体の努力というのも見えております。そういう中で、私どもとしては、やっぱり安定して適切に運営ができるところは財団のほうが一番最適しているだろうということで、今回非公募ということにさせていただきます。

ただし、改めて審査会は開催して、来年以降5年間の運営について、きちんと審査した上で選んでいるという状況でございます。

○重田委員

分かりました。

そしたら、第三者評価委員会というか、そういうのをやってきたと。その点数がどう変わってきたのか、それについてお伺いします。

○木島教育部副部長兼文化振興課長

第三者評価委員会の結果につきましては、毎回年間報告をきちんとしておりまして、基本的には総合得点で今年度もA評価、A B Cの3段階の評価でA評価というものをいただいておりますので、基本的には安定した運営の評価というのをいただいているかと思えます。

○池田委員長

ほかに。

○山下明子委員

今回、プレゼンもされると思うんですが、特に力を入れていこうと思われているところとか、そういう内容はありますか。コロナ禍のことでもありますし、そこら辺も含めて、どういうプレゼンがなされたのかということをお示しください。

○木島教育部副部長兼文化振興課長

今おっしゃるとおり、委員の質疑でも最も多かったのは、このコロナ禍の中で、来年以降どういう運営していくかということの御質問が結構出ておりました。

基本的にはガイドラインを定めて、きちんとそこには適切に配慮しながら運営していく、できるだけコロナ禍が過ぎた段階ではきちんと以前の状況に戻せるような取組をしていきたいというような説明がありました。以上です。

○山下明子委員

当たり前の答えだったと思うんですけど、この前、市民芸術祭をされて、鳥栖のほうは全部オンラインだったのが、佐賀の場合は両方、生もやって、配信もするというので、すごく頑張っておられたなと思います。

やっぱり生のよさというのがとても伝わっていたと思いますし、だから、本来の在り方というところをととても大事にしながらやっていくというところをしっかりと——何ですか、安易にオンラインにすりゃいいという話ではなく、ぎりぎり頑張っているその姿というのがとてもよかったなと思ったので、その辺をしっかりと堅持していく姿勢というのもぜひ持ってもらえたらなと思いますので、その辺の話というのは出たのかなと思いますが。

○木島教育部副部長兼文化振興課長

審査会自体の中では、そこまでの具体的な話は出ませんでしたけれども、今おっしゃるように、市民芸術祭をやるかどうかの中で、実行委員会形式でやっておりますけれども、その実行委員会の中には文化振興財団のメンバーも入っておりまして、かなりいろんな意見を言いながら検討した結果、今回、開催しつつオンライン配信もするというようなスタイルでやらせていただいています。

常々教育長も申しましたとおり、簡単にやめるということではなくて、どういうふうに工夫したらできるのかということを中心に実行委員会の中でも話して、今回開催に至りましたので、来年度以降もできるだけ状況に応じて何がやれるのかということを中心に考えていくというのは、財団のメンバーもきちんと認識しておりますので、そういう意味では、来期の指定管理の業務の中でそういうものが反映されるかというふうに思います。

○川崎委員

ちょっと参考のためにお伺いしますが、文化会館は大体いつ頃建設されたんでしょうかね、築何年になるんでしょうか。

○木島教育部副部長兼文化振興課長

平成元年です。ですので、今年32年目になります。

○川崎委員

耐用年数はどういうふうに考えているのでしょうか。

○木島教育部副部長兼文化振興課長

法的な耐用年数というのは、ちょっと今手元に資料がありませんけども、基本的には、50年はもちますし、今、長寿命化で使えるような改修計画の下に改修を進めておりますので、かなり長い年数はまだもつのではないかとこのように思います。

○川崎委員

耐震関係は大丈夫ですか。

○木島教育部副部長兼文化振興課長

耐震はちゃんと耐震審査をした上で改修しております。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

先ほどの審査会の件は準備できていますか。

(「まだです」と発言する者あり)

では、先に進めたいと思います。

それでは、次に第137号議案 佐賀市立東与賀文化ホールの指定管理者の指定について 執行部の説明を求めます。

◎第137号議案 佐賀市立東与賀文化ホールの指定管理者の指定について 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑をお受けします。

○永渕副委員長

ちょっと共通性の話になりますけれども、東与賀の文化ホールに関してですが、この選定委員会で5名の審査をされている方がいらっしゃいます。これと先ほどの文化会館の8名だったかな、7名だったかな、こことは同じ人がしているとか、そういうことはないと考えていいですか。

○木島教育部副部長兼文化振興課長

1名、行政のほうからは同じメンバーが審査会に入っております。それ以外は違う審査委員です。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかには質疑ないので、第137号議案の質疑を終わります。

次に、第140号議案を審査します。



執行部の説明を求めます。

◎第140号議案 財産の取得について 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

特別支援学級の子どもと普通教室で学ぶ子どもとの関係で、どういうパソコンになるのか。この扱いがどういうふうになっているのかということをもっと教えてください。

○松島学校教育課長

通常学級で学ぶ子どもたちにはWindowsの今回購入するパソコンを基本的には使うと。特別支援学級の子どもたちにつきましては、iPadを使いまして、そちらのほうで指導するということになります。

○山下明子委員

特別支援学級の児童・生徒の方も、教科によっては普通学級で学ぶということもあるというふうに聞いたことがあるんですが、そういう場合、そのiPadとWindowsで仕様が違ってしまうとどうなるのかなと思うんですけども、普通学級で学ぶ場合の特別支援学級の子どもはどうなるんですか。

○松島学校教育課長

特別支援学級の子どもが通常学級、交流学級に行って学ぶ場合は、予備機がそれぞれ各学校にございますので、それを貸し出しまして、通常学級ではそれを使うということになります。

○山下明子委員

1人1台持っている、いろんなことをずっと常に使っている状態なので、履歴が入ったり、使いやすい状態になっていると思うんですね。そのときだけ予備機になった場合、タブレットのほうはそれでいいとしても、交流学級のときだけ予備機となったら、必ず特定の生徒にはその特定の予備機という状態になるのかどうかとか、そこら辺を考えてあるのでしょうか。

○学校教育課職員

基本的に使うパソコンについてなんですけど、データはインターネットのクラウド上に保管します。なので、違う端末でもログインしたら自分のデータは引き出せるようになっております。

○山下明子委員

そうすると、要するにタブレットとWindowsとでの使い勝手の問題で、交流学級の場合に、きちっとそこら辺のお手伝いといいますか、サポートというところももちろんされるわけですね。大丈夫なんですかねということですよ。

○松島学校教育課長

そのあたりにつきましても、今回、ICT支援員の増員をお願いしております、そのことも含めて、手厚い指導を行っていきたいというふうに思っております。

○山下明子委員

確認ですが、1人1台のパソコンというふうになっているけれども、特別支援学級の子どもはタブレットと、それから、交流学級のためには予備が何台ということで用意されるのか。だから、予備機が何台ぐらいというふうに想定されるのかということと、そのサポートの体制というところも、全ての特別支援学級のあるところをもちろん頭に入れながらとは思いますが、どれぐらいのサポート体制が取られるのかというところをちょっと再確認しておきたいと思います。

○松島学校教育課長

予備機の台数が369台ということになりますので、それぞれの学校に割り振りまして、基本的にはそれで賄えるものだというふうに認識しております。

支援につきましては、確かに通常学級で使用する場合、そのお子さんに非常に分かりにくい部分もあるかもしれませんので、そこにつきまして、生活指導員でありますとか、先ほど申しましたICT支援員、それから、もちろん担任等が気がけて支援していくという形になると思います。

これにつきまして、今後、使用方法、どのような状況で授業で使用するのかというのはこれからの研究という形になってくると思いますので、今委員御指摘のありました部分も含めて研究を進めていききたいというふうに思います。

○池田委員長

ほかにございますか。

○川崎委員

今、小・中学校で1万7,900人ぐらいですかね、ちょっとその人数と、パソコンと特別支援の方々によるタブレット関係、数量関係が明確に分かるように、よければ予備369台ということで、資料提出をお願いしたいと思うんですけど。

○池田委員長

資料提出ですけど、大丈夫ですか。

○松島学校教育課長

分かりました。そしたら、資料提供という形でお出ししたいと思います。

○池田委員長

いつまでにできますか。

○松島学校教育課長

今日中にはお出しできると思います。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑ないようですので、第140号議案の質疑を終わります。

次に、第110号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第9号）中、歳出第2款関係分 説明

○池田委員長

第110号議案について説明がありましたが、皆様から御質疑をお受けします。

○富永委員

15ページの東与賀文化ホールのトイレの洋式化ですけども、コロナの感染予防で洋式ということで、いろいろほかの議会とかでは問題にされているようですけども、私はやっぱり滞留を防ぐということで、それは有効だと思います。

その中でウォシュレットがあるというふうにおっしゃって、何かウォシュレットはたしかコロナの感染から言ったら、あんまり公共トイレでは、衛生管理上、ちゃんとノズルを洗浄しない場合は望ましくないというふうに、国立感染症研究所とかされていると思うんですけど、その辺、どのようにお考えですか。

○木島副部長兼文化振興課長

トイレの洋式化のうち、その洗浄便座につきましては、確かにそういう意見があることは承知しております。最近の洗浄便座は自動洗浄機能というのもついておりますし、毎日、清掃をする中では、その辺は十分注意して、運用面でその辺を解消していきたいと思いません。

○富永委員

すみません。多分ここだけで議論するあれじゃないと思うんですけど、いろいろ全庁的に、例えば、ウォシュレットの使用率というのがどれぐらいかは分からないんですけども、その辺も含めて話されているところがあれば、何か私が以前調べたときは、あんまり公共のトイレとかでのウォシュレット使用率は少ないというふうに見たことがあって、何かそういう話し合う場とかがあれば、議論されてもいいかなというふうに思いました。

○木島副部長兼文化振興課長

ちょっとお答えになるかどうかあれですけど、市役所の本庁の中も洗浄便座が基本的にはついております。使わない人もいらっしゃるかもしれませんが、装備としてはきちんとつけておきますので、先ほど申しましたとおり、自動洗浄ができるタイプのものとか、あるいは清掃の中で、そういう清潔感を保つような清掃活動をするということで取り組んでいったほうがいいかなというふうに思いますし、やはり洗浄便座は結構ニーズは多いものですから、全てではないですけど、一部にやはり導入したりすることは必要かなというふうに思っています。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかには質しないようですので、先ほどのG I G Aスクールの資料の件ですけれども、資料は棚に入れてもらっていいですか。今日中にということで、そういうことでお願いします。

そのとき、明日説明を求めるかどうか、どうですかね。資料提出だけでいいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、資料提出だけでいいということですので、よろしくをお願いします。

(発言する者あり)

資料はタブレットに入ります。

○木島副部長兼文化振興課長

先ほどお尋ねがありました審査委員会の分についてお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○池田委員長

どうぞ。

○文化振興課職員

審査委員会のことなんですけれども、前々回、平成22年度の指定管理者の選考の際、平成23年度から始まる選考の際には審査委員会は設置しておりませんでした。そのような御指摘を受けて、第三者評価委員会というのを立ち上げるということになったわけですけれども、それが平成23年9月1日に要綱を制定して、平成24年2月に第1回会議を開催しております。平成23年度から第三者評価委員会というのを開催しております。

その後、第三者評価委員会そのものは5年間の継続と、5年間の任期中は基本的に継続して見てもらいたいということで、委員の改選はしておりません。

ただ、平成28年度から始まる審査の際には、第三者評価委員会の委員の中から分野等のバランスを考慮して、審査委員会の委員を選任しています。

その後、平成28年度から新たな第三者評価委員会の委員につきましては、そのうち半数を変更すると、入れ替えるということで実施しておりまして、今現在、平成28年度から始まる委員さんたちで継続して実施していただいております。

今回の審査委員会の委員につきましては、現在の第三者評価委員会の委員の中から分野等のバランスを考慮して、6名プラス行政関係者1名なので、7名の審査委員を構成したという経緯であります。

○永渕副委員長

平成28年の前の組織があり、平成28年のときには半数を入れ替えて透明性を保ったということで、次が5年間との話だと平成32年——平成32年といったら今年度までということですね。

そしたら、今後、そういう形で半分をある程度シャッフルして、それで透明性を保って

いくというやり方は、今後のやり方としては継続していくと考えてよろしいですか。

○木島教育部副部長兼文化振興課長

先ほど透明性のこともありますので、今後も同様な運用の方法で審査委員会を立ち上げたいと思います。

○永淵副委員長

これは重田委員もおっしゃっていた話ですけど、やはり民間のお話とか、時々あるけれども、やはり文化振興財団がというところでお話がいつも進む経緯があって、そういう意味でも非常に大事なのはこの審査部分だと思っております。

そういう意味でも、そこに関してはしっかりと新しい人を入れた上で、話ができることを常に続けていただきたいと御要望としてお伝えしておきます。以上です。

○池田委員長

審査委員のメンバーが何名替わったかというのは言われていましたかね。2名やったかね。もう一回、すみません。お願いします。

○文化振興課職員

平成27年度の審査委員と令和2年度、今回の審査委員の比較しますと、改めまして3名が替わっています。そのうち1名が行政関係者です。

○池田委員長

3名が替わっているということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

どの方が替わっているかというのは。

○文化振興課職員

芸術文化関係者で1名、企業関係者で1名、行政で1名の計3名ということになっております。

先ほど私が2名と申しましたけど、3名で訂正させていただきます。

○池田委員長

この件についてはいいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○池田委員長

ほかに質疑ないようですので、以上で教育部に関する議案の質疑を終了いたします。

教育部の職員の皆さんは退室されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○池田委員長

休憩しますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、11時10分から再開したいと思います。

◎午前10時58分～午前11時07分 休憩

○池田委員長

それでは、おそろいですので、始めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、子育て支援部に関する議案の審査に入ります。

第110号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第9号）中、歳出第3款、第10款関係  
分 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑をお受けします。

○富永委員

27ページの未婚の児童手当なんですけども、件数的には大体何件で何人が対象になったか、教えてください。

○山崎子ども家庭課長

件数が201件、人も一緒でございます。以上でございます。

○池田委員長

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ないようですので、以上で子育て支援部に関する議案の質疑を終了いたします。

職員の皆様は退室されて結構です。

◎執行部退室

○池田委員長

それでは、保健福祉部に関する議案の審査に入ります。

まず、第119号議案 佐賀市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第119号議案 佐賀市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 説明

○池田委員長

ただいまの説明について質疑をお受けします。

○山下明子委員

確認ですが、見直し後のほうの平均貸付割合の米印のことで、結局、租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合ということで、これは現行のこの部分と同じということでもよろしいんですかね。実質的には何も変わっていないということでもよろしいですか。

○梶山保険年金課長

非常に専門的な言葉になりますが、平均貸付割合というものが何なのかと申し上げますと、これまでは前々年の10月から前年9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合、これが平均貸付割合になるわけですが、実はこの平均貸付割合を捉える期間というのが一月早まっております。前々年10月から9月というのが、9月から8月というふうに変わってはおります。ただ、捉え方、市中金利の平均を捉えるという意味では、捉える月数が変わっただけで、そこについては特段変わっておりません。

財務大臣が告示する期間というのがちょっと早まったようございまして、それに合わせて市中期間をどの期間で把握するかという月がちょっと一月早まってしまったという部分で、内容としては文言の修正させていただくということでございます。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、第119号議案の質疑を終わります。

次に、第129号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第129号議案 佐賀勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について 説明

○池田委員長

ただいまの説明について御質疑をお受けします。

○山下明子委員

素朴な疑問と言ったらあれなんです、審査結果の一覧表、資料を見ていまして、実績の部分がありますよね。それで、事実上、ずっとマベックが指定管理者になってきているわけなので、ある意味、実績はずっと一定して高まっているというか、安定するというか、だから新規参入というときに、比較するのにそこで既にギャップがあるといえますか——ということにならないのかなというのをちょっと感じたんですが、新規参入する場合の状況というのは、市内のほかのどういう団体があり得るんだろうかというのをちょっと参考までにお聞きしておきたいんですが、A団体がどこと特定はしにくいわけですが、実際ほかにどういう団体がここに入ってくる可能性があるのかどうか。

○古田健康づくり課長

確かに委員おっしゃるとおり、これまで指定管理、結果として株式会社マベックが受託しているところでございます。

ただ、これまでも大体2社による競争という形を取ってまいりましたが、その都度、相手のほうは違った業者が来ておられます。

実際にこの総合福祉センターを運営するに当たって、しかも、今のサービス、それから、いろんな対応の素早さとか、そういったことになると、やはりマベックのように自前

である程度のちょっとした修繕などはできるようところが有利になってくるというのは事実かなと思っております。

確かに、指定管理をずっと重ねていますので、それだけやはり経験値も上がって、ノウハウの蓄積ということはあると思いますけども、ただ、それに見合ったサービスといいますか、いろんなアンケート調査した結果でも、市民の方の評判もかなりよろしゅうございますので、サービスを低下させないためには、やはりこのレベルは維持すべきではないかというふうに考えています。

ほかにどういったところがというのは、広く門戸は開いておりますので、うちのほうからどういったところに来てほしいということは特には表明しておりませんが、やはり仕事の内容とかで判断して、それぞれの業者が判断され、ひとつ挑戦してやろうと思われるところは手を挙げられますし、そうではないところはちょっと難しいかなという判断をそれぞれにされているのではないかと考えております。

答えになっているかどうかちょっとあれですけども、以上でございます。

○山下明子委員

特にその実績に関しては、ほぼ自分たちの施設というぐらいに慣れてしまうぐらいに熟知されるわけですね。本当にずっと続いているのでね。なので、安定性という点ではそれはそれでもいいのかもしれないんですけども、ほかにどういう分野が参入してくる可能性があるのかとか、結局、指定管理者制度を取ることのメリット、デメリットというところで、市民に対して、それから市の財政に対してもいい結果になるというのがもちろんいいから、それはちゃんと安定しているんだったらいいわけなんですけど、何かずっとこのままこういう状態になるのかなという気がちょっとしてしまって、実績に関しては、どう見るかというときに、相手のほかの応募者との関係でですね——というのはちょっと今後気にしていく必要があるのかなとは思っています。

当然慣れているからそっちに頼んだが安心だということも出てくるとは思うんですけども、ちょっとその辺が気になるなという感じがしております。

○古田健康づくり課長

今のサービスを提供するに当たっては、今のような形にならざるを得ないのかなということは考えておりますけども、確かに委員のおっしゃるとおり、1つの業者が長く続けるということについては、常にマンネリ化しないように、そういった面も配慮しながら、今後、指定業者との定期的なミーティング等もありますので、そういったところでしっかりと確認していきたいと考えます。

○永淵副委員長

指定管理の問題、先ほどもちょっとやったんですけど、まず質問として清掃管理、私はこれをいつも気にして聞くんですけど、清掃管理に関しては、チェック欄でいけば、どこでチェックをされているのか、また、そのあたりに関してはどういう項目でチェックされ



ているのか、お示しいただければと思います。

○古田健康づくり課長

清掃管理については、審査表でいいますと3番の管理運営体制の中の②ですか、このあたりに関わってくるかと思えます。

○永渕副委員長

このあたりにというところを聞きたかったんですけども、要はどういうことを聞いたりして、どういうことをチェックしたりしているのか、そこをお示しいただければと思います。

○古田健康づくり課長

審査時点で清掃の仕方がどうだとか、そういった細かいところというよりも、全体的にそれは必要があれば外部委託をするし、でないところは、なるべく自分たちでやれるところはやっていただくというような維持管理に対する考え方、そういったところを確認いたしております。

○永渕副委員長

これは私見ですけどね、やっぱり長くやっているときに力の抜き方というのを覚えてくるもんなんですよ。何の仕事でもですね。そういったところで、この清掃というところに非常に僕はポイントがあるんじゃないかなと思っていて、そういう意味で、やはり確認する上で、この指定管理者のサービスの向上とか、そういうところをもっとレベルを上げる、どこの基準で考えたときには、例えば、そういうところの内容がしっかり果たされているかとか、そういうのというのは、やっている清掃の内容とかで変わったりすると思うんですね。している人間とか、そこを担当している、それがどれくらい指令系統で行っているかが大事なかなと思っていて、そういう意味で、そこをもう少ししっかり聞いて確認していただければと思うんですけど、ちょっと答弁を求めます。

○健康づくり課職員

先ほど管理運営の体制、3番の②施設等の維持管理の内容及び方法のところでは清掃についての記述があるということで答弁いたしました。

マベックと、それからA団体との比較の中で、確かに委員おっしゃられるようにマベックのほうでは、ずっと引き続き指定管理を行っているところであります。日常清掃の部分については直営でやっているということでもあります。定期清掃については、専門的な部分がございますので、委託しているということで回答を伺っております。

それから、もう一方のA団体については、やはり先ほど委員おっしゃられたように、日常清掃の中でどのように費用の削減をしていくかというのを検討したいというようなことで、実際の申請書の中では、電子入札や仕様書の見直し、発注方法の変更等により維持管理費の縮減を果たしたいというところでの記述がっております。以上です。

○永渕副委員長

そういうところも込みで、今後この管理運営体制、まず今やっている指定管理、決まる——今、審査しているわけなんですけども、引き続きそこは確認していただきたいのと、また、こういう審査をする上で、本当に小さなポイントかもしれないけど、そういう部分にもう少しくローズアップして、指定管理者のサービス向上が果たせるようにしていただければという要望をお伝えしたいと思います。以上です。

○池田委員長

ほかにございますか。

○久米勝也委員

先ほども指定管理の問題がありましたけども、選定委員会の構成で外部委員2名、行政3名ということなんですけども、この外部委員の方というのはどういった方々がされているのか。それと、人間的に2人と3名——行政が3名ということなんですけども、行政が多過ぎて、外部委員のほうがちょっと少ないのかなと思いますけれども、その辺の理由というのが分かれば。

○古田健康づくり課長

選定委員会の構成でございますが、外部委員2名は、具体的に申しますと、アバンセの指定管理を行われております佐賀県女性と生涯学習財団の管理部長の方をお願いしております。それと、もう一人は佐賀市の老人センター、その他施設の指定管理を担っております佐賀市社会福祉協議会の事務局長をお願いしたところでございます。

あと3名、我々保健福祉部の職員なんですけども、3名と2名の割合ということでございますが、行政が1名多いんですけども、それが特に問題であるかということ、そういうふうな認識は特にちょっと考えておりませんでした。

○久米勝也委員

行政が3名というのは、誰になるんでしょうか。

○古田健康づくり課長

行政3名は、保健福祉部長、副部長、それと健康づくり課長、私でございます。

○池田委員長

どういう考え方から、要するにこの行政が3名、多くなっているかということなんですけれども。

○大城保健福祉部長

ちょっと今すぐ答えが見つからないんですけれども、今までにいただいた意見ですよね、指定管理者に任せるといえることになれば、当然サービスの向上ということで考えなければいけないし、また、競争の原理が働かないというのはやっぱり問題だというふうに思います。

そうした中で、清掃の関係とか、機械の設備の関係ですとか、窓口の対応ですとか、いろんな面があって、そこできちんと体制が取れるのかということのうちの方は審査して

おるところです。

ちょっと私もこの指定管理者の——私がいるときに経験したことがないんですけど、メートプラザの部分はですね。以前申し込んだマベック以外の業者は、やっぱり実績がほとんどなかったと、全く新しくされるとかですね。今回の分については、福岡の業者と一緒にタッグを組んでといたしますか、一緒にやられるということで、本当にそこの応募された会社が実績として今まで指定管理をして、施設管理をしてきたかということで、マベックと比べているというようなことになります。

マベックに任せているのは、やはりノウハウが結構ありますし、そういったところでは、今のメートプラザのサービス、満足度も高いということで、そちらのほうに任せているところです。

それから、最後の委員が行政3名と、その分については、今後また、ほかの部分と合わせながら見ていって、検討していきたいと思っています。以上です。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑ないようですので、第129号議案の質疑を終わります。

次に、第130号議案 佐賀市休日夜間こども診療所の指定管理者の指定について及び第131号議案 佐賀市休日歯科診療所の指定管理者の指定について、一括して審査を行います。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第130号議案 佐賀市休日夜間こども診療所の指定管理者の指定について 説明

◎第131号議案 佐賀市休日歯科診療所の指定管理者の指定について 説明

○池田委員長

ただいまの説明について質疑をお受けします。

○山下明子委員

2つの施設の開館時間といたしますか、開設時間について、ちょっと改めてお聞きしたいんですが。

○古田健康づくり課長

まず、休日夜間こども診療所でございますが、月曜日から金曜日までの平日は20時から22時までの2時間、それから、土曜日は17時から22時までになっております。休日や祝日は9時から22時まで、途中、13時から1時間、休憩時間が入っております。

それから、休日歯科診療所でございますが、これは休日、祝日のみでございます、9時半から16時までとなっております。以上でございます。

○山下明子委員

平日が20時から22時ということで、全部終わりが22時ですね、こどものほうは。それで、医師会にずっと指定管理をお願いしているので、当番でされているとは思いますが、実

質的には医師会の小児科部会ということになるのでしょうか。それとも、小児科でなくても回っておられるのでしょうか。

○古田健康づくり課長

当番で入っておられる先生は佐賀市医師会所属の小児科の先生方、それとあと、佐賀大学医学部の医局のほうにも協力をお願いしているところでございます。

○山下明子委員

実は里帰り出産をされたお母さんから、最近ちょっとびっくりしたと言われてしまったんですが、10時で終わってしまうのかと。休日夜間こども診療所、特に夜間というところで、熱が出るのって大体夜中だもんねという話で、10時以降にそういう話になってしまいがちなので、せめて12時までにならないんだらうとか、そういう意見が出ていたんですね。当然、24時間というふうにはもちろんならないわけなので、輪番でされているだろうからということ。ですが、医師会にずっとお願いしている中で時間延長とか、そういうことというのは、御相談されたことはあるのらうかと。それから可能性があるのか、もしくは、もし駄目だった場合にどういう対応になっているのかということをちょっとお聞きしておきたいんですが。

○古田健康づくり課長

おっしゃるとおり、こども診療所の診療時間、最後は10時までということですが、10時過ぎてから発症したと、そういったケースもあるかと思えますけど、大体その10時までということになっていますけれども、10時までに――9時45分ぐらいまでに受付をされた方については、当然、そのまま10時過ぎても診療するわけで、インフルエンザの流行期等は夜12時ぐらいまで結果として診療がかかるという現実がございます。

ですから、先生方もその日の診療が終わってから来ていただいていますので、なかなかその時間延長というのも、医師の健康面からも難しいのかなという気はいたしますし、また、これを延長すると当然医師への報酬等もまた出てきますので、今年度はコロナで非常に赤字状況になっていますけれども、こども診療所が今までずっと黒字で来たのは時間設定にも一つ要素がありまして、これをこれ以上長くすると赤字に転落するかもしれない、そういったぎりぎりのところで2時間という設定をしております。

開始時間についても、もう少し早くという声も確かにございますが、それぞれのクリニックでの診療を終えて先生方は来られるわけですから、やはりどうしても8時開始ということになっております。そういったもろもろを考慮した結果、今の20時から22時という時間帯になっております。

特に今年度は新型コロナの影響で、今まで経験したことのないぐらいの赤字ですね、患者が減っている状況で、それでも10時までという今の時間を何とか維持するのがやっとかなというふうに考えていますので、ちょっと現時点で時間延長ということは非常に考えにくいのかなというふうに思っております。

○山下明子委員

そうなった場合の現実の対応はどのようなふうに行われているのか。ほかの救急に回せるようにきちんとなっているのかどうかとか——ありますよね、ダイヤルがあったり、紹介もされたとは言われているんですが、現実どこか飛び込むというときにどこに行ったらいいんだらうかと思ってしまったという話があったわけですが、そこら辺はどうなっているのか。結局、今、医師会としてできる精いっぱいで行われているということですが、どうサポートするかというあたりは市の責任としてどう考えてあるかを聞いておきたいと思いません。

○古田健康づくり課長

こども診療所の開院時間以外の対応ということですが、さっき委員もおっしゃったように、#8000番ですとか、いろいろ電話で相談するところはございますので、まずそこで相談していただいて、何らかの対応の指示がございます。場合によっては、そのままちょっと様子を見て、あしたの朝かかりつけに行ってくださいというような対応もありますし、それでもどうしても、そのとき急を要するというのであれば、第3次救急、好生館なりの救急のところ、最終的には搬送されるということに——搬送というか、そういったところを頼ることになるかと考えております。

○池田委員長

ほかにもございますか。

○富永委員

休日夜間こども診療所ですけども、平成11年に開設されて、20年間、医師会のほうが指定管理に当たられていると思うんですけど、今の指定期間の中で引っ越しがありましたよね。兵庫のほうから水ヶ江のほうに行き、規模も施設も大きくはなっているんですけども、そこで指定管理者としていろんな意見とか声も届いたんじゃないかなというふうに思いますが、何か、特に変わってからそういう運営に当たって声があれば、どういった声が届いたかを教えてください。

○古田健康づくり課長

兵庫から今の水ヶ江のほうにこども診療所が移転いたしました。当初移転するときには広い駐車場、それから、感染症患者とそうでない患者の区分とか、いろんなポイントを想定しまして、そういったところを確実に実現するようにということで設計の段階から話しておりました。結果として駐車場もそれなりに確保できましたし、感染症は診療室を別にするというような対応、それから待合室も今まで以上に広く取っております。

そういったことで、兵庫のときに比べるとかなりスタッフにとっても、また患者にとっても使いやすい診療所になっているというふうに考えております。

移転後1年ぐらいは使っていく中で、施設としてはグレードアップしているはずなんですけど、やはり慣れないということで、いろいろと使い勝手の悪いところとか、そういった

たところもあったので、1年間はそういった話を聞きながら、丁寧に対応してきたところ  
です。

結果として、現在では特にそういった声はございませんので、順調に運営がなされてい  
るものというふうに考えております。

それからあと、こども診療所の運営につきましては、毎月1回ずつ、診療所のスタッフ  
と一緒にミーティングを重ねておりますので、そこでいろいろ意見を出していただいて、  
行政のほうで対応できるものは対応し、また、先生方同士でもスタッフ同士のいろんな工  
夫というか、意見交換がございますので、そういったことをしながら、よりよい運営にな  
るように努めているところでございます。

○山下明子委員

ここまでに、実質、何人が関わっておられるか分かりますか、医師会の先生方。

○健康づくり課職員

ドクター、先生だけでお話をさせていただければ、実際の実働としては30名弱ぐらい。  
ただ、登録されているお医者さんは、60名ぐらいいらっしゃいます。以上です。

○山下明子委員

現実にはその個人の、自分の医院の関係で、結構、本当に小児科は大変だと思うので、  
登録はするけれども、なかなかこっちまで来れないということも実情としてはあるんだろ  
うと思うし、小児科自体がなかなか減っていったり、増えないという実情もありますよね。  
なので、確保することも本当に大変なんだろうと思うんですが、この実働自体はあまり変  
わっていないんですか。高齢化とか、そういうこともあると思うんですけども。

○健康づくり課職員

委員、今おっしゃられたとおり、実際開業医の先生方は年々少なくなっていってしまっ  
て、平均年齢からいけば、佐賀大学の先生方は、大体ですけれども、40歳平均、ただ、開  
業医の先生でいけば、55歳平均という形になりますので、毎年やっぱり年々減っていっ  
しゃるし、実際小児科の先生方も年齢層が高いということで、かなりきつい中で通常の御  
自身の病院、診療所の勤務をしていただきながら、休日夜間の診療所のほうの従事もして  
いただいているという実情です。以上です。

○山下明子委員

本当に御努力と御協力によってということだとは思いますが、ほかの自治体のこう  
いった施設の状況とかもぜひ見てもらいながら、医師の確保自体が本当に根本的に課題だ  
とは思いますが、どういうふうにされていくかということも考えていかないと、  
本当に開業医の先生方がばたばたと閉めていかれるようになったら、とても困る状態に  
なっていくと思うので、その辺も含めてやってから、何か医師会という看板だけ見て安心  
していたら、結構大変なんだよねということにもなると思うので、指定管理者として願  
いする上でも、その辺はほかの自治体の状況などもぜひ見ていただきたいと思います

ですが、今までもそういう対応とか見ていかれたりとかされていますか。

○古田健康づくり課長

私の経験としては、こども診療所で他の自治体を視察したりということはないんですが、逆にうちの施設を視察に来られるところは何か所かありましたので、そういったときに相手方の状況等も情報収集いたしております。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかはないようですので、130号、131号議案の質疑を終わります。

次に、第132号議案を審議いたします。

執行部の説明を求めます。

◎第132号議案 佐賀市巨勢老人福祉センター等の指定管理者の指定について 説明

○池田委員長

ただいまの説明について御質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので、第132号議案の質疑を終わります。

次に、第110号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第9号)中、歳出第3款関係分 説明

○池田委員長

ただいまの説明について御質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので、110号議案の質疑を終わります。

次に、第111号議案、第112号議案及び第113号議案について一括して審議を行います。

執行部の説明を求めます。

◎第111号議案 令和2年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算(第5号) 説明

◎第112号議案 令和2年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号) 説明

◎第113号議案 令和2年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので、以上で保健福祉部に関する議案の質疑を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退席されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○池田委員長

富士大和温泉病院がありますけども、ここで一旦切って、午後からにしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

そしたら、13時10分に再開したいと思います。

休憩します。

◎午後0時10分～午後1時09分 休憩

○池田委員長

それでは、そろっていますので、文教福祉委員会を再開いたします。

それでは、富士大和温泉病院に関する議案の審査に入ります。

第115号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第115号議案 令和2年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計補正予算(第2号) 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ないようですので、以上で富士大和温泉病院に関する議案の質疑を終了いたします。

富士大和温泉病院の職員の皆さんは退席されて結構です。

◎執行部退室

○池田委員長

それでは、委員の皆様にお諮りします。今回の付託議案の審査に関して現地視察の希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

現地視察はないようですので、これで当委員会に付託された議案の審査を終わります。

次回の委員会は、明日12月15日火曜日の午前10時から採決、まとめを行い、その後、所管事務調査を行いますので、よろしくお願ひします。

以上で本日の文教福祉委員会を終了いたします。

令和 年 月 日

文教福祉委員長 池田正弘